

3. 小作法の制定 (要綱)

- 一 小作の權利を初發時より認めらるる事。
- 二 小作期間を無期とし、三十年とする事。
- 三 小作権の譲渡を自由とする事。
- 四 小作地を管領に譲る小作人の先買權を認めらるる事。
- 五 小作地の最良の同族親戚を優先とする事。
- 六 小作契約が解除される小作契約の解除は必ず三年満期を条件とする事。
- 七 小作者協議による小作地の明け渡しを強制する事。
- 八 耕地之放棄は假令自及の放棄執行を絶対禁止とする事。
- 九 地主の假令明け渡しの放棄執行を絶対禁止とする事。
- 十 耕地の譲渡、管領は耕作物を留取、耕作一切の費用を賠償せしむる事。
- 十一 小作契約が自願の場合に小作人は小作契約継続の中止を再行せずし得、地主は小作契約の利益中又は他の小作人と小作せしむる事。

実行方法 新中央銀行委員会一任

4 失業保険法の制定

(第四号法律案参照)

5 治安維持法の撤廃と治安維持令反対

(主文 理由 法律案参照)

6 健康保険法の改正 (要綱)

- 一 被保険者の範囲を擴張する事。
- 二 国庫負担金及び資本収支調整金を増額する事。
- 三 公傷病を重傷とす事。
- 四 健康保険者及び被保険者等、若しくは被保険者たる事。
- 五 給付、給付決定制度を一新する事。
- 六 保険料率、給付率の改定を一新する事。
- 七 実行方法 新中央銀行委員会一任

7 現行法の保護と現行法を維持する者並びに一般労働者保護法の制定

一 現行法を維持する事